

居住困難区域内家屋に係る代替家屋の特例

(1) 対象区域内家屋要件

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により居住困難区域と指定された区域内の家屋

(2) 特例対象家屋要件

対象区域内家屋の代わりとして取得した家屋（原則として対象区域内家屋と種類が同一で使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限り、以下「代替家屋」という。）

(3) 取得期間

居住困難区域設定指示が解除された日から起算して3月（当該対象区域内家屋に代わるものと市長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得された家屋

(4) 特例の内容

固定資産税の対象区域内家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から4年度分2分の1に減額され、その後の2年度分は3分の1に相当する額を減額します。

◎ 添付書類

- 1 対象区域内家屋の所在地を記載した書類並びに当該対象区域内家屋を居住困難区域設定指示が行われた日において、居住困難区域設定指示区域内に所有していた旨を証する書類
- 2 対象区域内家屋を確認できる書類 ⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書」等
 - (1) 対象区域内家屋が田村市内にある場合は不要です。
 - (2) 対象区域内家屋が課税台帳に登録されていない場合は、対象区域内家屋の所有を確認できる書類が必要です。
- 3 資産の取得が確認できる書類 ⇒ 「売買契約書」(写) 等
- 4 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人又は被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類
 - (1) 相続人、又は1親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写)
 - (2) 被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」(写) 「住民票」(写)
 - (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人の登記簿謄本」(写) 等

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在する市町村へ問い合わせさせていただく場合があります。